

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、アルマイトの加工業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、同月〇日付で生産課〇ラインから〇ラインへ異動する旨告げられたことにより、不眠が増悪したとして、同月〇日にC診療所に受診し、「うつ病」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

その後、請求人は、この配置転換の強要が本件疾病の発病原因であるとして、監督署長に対し、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 審査会の判断

(1) 精神障害発病の有無及び発病の時期について

請求人の健康保険受診歴及び請求人が会社に提出したDクリニックの診断書等によると、請求人は、平成〇年〇月頃から不眠症の症状を呈していたことが認められる。

請求人が、平成〇年〇月〇日、会社に出勤できなくなったとして、同月〇日に受診したE医師は、意見書において、要旨、「疾患名：F32 うつ病、発病時期：平成〇年頃、診断根拠：40歳頃から睡眠導入剤の処方を受けるようになった。ただし、平成〇年〇月〇日以降、不眠が悪化して出勤できなくなっており、この時点で、専門的な治療が必要なレベルにまで増悪したものと考える。」と述べている。また、請求人が、同年〇月〇日に受診したF医師は、意見書において、要旨、「疾患名：中等症うつ病エピソード F32.1、発病時期：職場の上層部と対立があり、2～3年前から社長の事や職場のことを考えて眠れなくなる日が出現した。平成〇年〇月に人事異動があり、人間関係がさらに悪化、不眠が増強し出勤が困難となった。同月〇日、C診療所を初診し、うつ病と診断され治療を開始した。家族負因もあることを鑑み、同日付けでうつ病と診断した。」と述べている。

さらに、G医師は、請求人の精神障害に係る業務起因性の医学的見解として、要旨、「傷病名については、C診療所の診断において、抑うつ気分や活動性の低下、不眠などが認められていることから、F32 うつ病エピソードを発病していたと判断する。発病時期については、平成〇年から3度Dクリニックを受診しているが、症状が不眠しかなく、診断病名も不眠症となっており、半月分ほど眠剤が処方されているだけで継続通院はされていないこと、休業を要する状

態ではなかったことから、この時期にうつ病を発病していたとは考え難い。したがって、不眠症が悪化し出勤できなくなり、抑うつ気分等の症状出現が確認できる、平成〇年〇月下旬頃を発病時期とするのが妥当と考える。」と述べている。

当審査会においては、E医師及びF医師の意見を踏まえると、G医師の医学的見解は妥当であり、請求人は平成〇年〇月下旬頃に本件疾病を発病したものと判断する。

- (2) 精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日付け基発1226第1号）」（以下「認定基準」という。）を策定しているが、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考え、以下、認定基準に基づいて、請求人に発病した本件疾病の業務起因性について検討する。
- (3) 請求人の発病前おおむね6か月間に起きた業務による出来事について検討すると、以下のとおりである。

ア 請求人は、平成〇年〇月にH社長から降格させられたとし、その理由について、請求代理人は、平成〇年ないし〇年頃に発生した野球賭博事件を端緒とする請求人とH社長との確執によるものであったと述べている。当審査会としては、仮に降格理由がかかる個人的怨恨によるものであったとしても、請求人は、不眠症状を呈しながらもその後4年余の期間、業務に支障を来すことなく従事しており、本件疾病の発病原因たる業務による出来事として評価することはできない。

イ 平成〇年〇月の人事異動について、請求代理人は、請求人を精神的に追い詰め、退職に至らせるものであり、単に認定基準の具体的出来事「配置転換があった」に当てはめて判断するのは形式的であり、具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」及び「退職を強要された」に当てはめて評価すべきであると主張している。

当審査会としては、当該人事異動が行われた経緯について慎重に検討するも、労働基準監督署（以下「監督署」という。）の調査及び会社関係者への聴取からは、請求人を精神的に追い詰める目的であったと判断しうる具体的な申述はなく、ましてや、請求人を退職させる目的であったと措信するに足る資料もないことから、請求人らの主張を採用することはできない。

ウ なお、以上のとおり、請求人らの主張には、これを信じるに足る客観性が欠けているといえるものの、当審査会としては、仮に請求人らの主張のとおり、請求人の〇ラインへの人事異動内示が会社側による何らかの思惑によるものであったとしても、未だ当該人事異動命令に従って労働に従事してはならず、請求人自身がそれを嫌がらせ、ないしは退職強要であると感じたという事に留まるものであることからみて、具体的出来事「配置転換があった」に当てはめ評価したとしても、請求人の業務による心理的負荷の評価が「強」という判断に至るものではないことを付言する。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。